

令和 5 年第 3 回市議会(臨時会)
付議案件綴及び同説明資料綴

(その 5)

堺 市

目 次

	頁
議案第 69 号 市長等の給与の特例に関する条例……………	3
議案第 70 号 市長等の退職手当の特例に関する条例……………	7

令和5年第3回市議会（臨時会）に次の案件を提出する。

令和5年6月21日
堺市長 永藤英機

議案第 69 号 市長等の給与の特例に関する条例

議案第 70 号 市長等の退職手当の特例に関する条例

市長等の給与の特例に関する条例

(市長の給与の特例)

第1条 令和5年6月9日現在において市長の職にあった者（以下「市長」という。）に対する同日を含む任期に係る期間（この条例の施行の日以後の期間に限る。以下「特例期間」という。）における給料月額は、堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「条例」という。）別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の30に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

- 2 特例期間における基準日（条例第34条の3に規定する基準日をいう。以下同じ。）に係る市長の期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の30に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

(副市長の給与の特例)

第2条 副市長の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

- 2 特例期間における基準日に係る副市長の期末手当の額は、条例第34条の3の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の15に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

(教育長の給与の特例)

第3条 教育長の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の7に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

- 2 特例期間における基準日に係る教育長の期末手当の額は、条例第34条の3の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100

分の7に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

（常勤の監査委員の給与の特例）

第4条 常勤の監査委員の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

2 特例期間における基準日に係る常勤の監査委員の期末手当の額は、条例第34条の3の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

（上下水道事業管理者の給料の特例）

第5条 上下水道事業管理者の給料月額は、特例期間において、条例第34条の4の規定にかかわらず、同条の市長が定める額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、条例第34条の5の規定により市長が定める手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、条例第34条の4の市長が定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（市長等の給与の特例に関する条例の廃止）

2 市長等の給与の特例に関する条例（令和元年条例第27号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 旧条例第1条第1項に規定する特例期間における基準日に係る期末手当については、同条から旧条例第4条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

市長等の給与の特例に関する条例の 制定について

1 制定の趣旨及び内容

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給与並びに上下水道事業管理者の給料について、令和5年6月9日現在において市長の職にあった者に対するこの条例の施行の日以後の任期中の期間において、次のとおり特例措置を講ずることとし、本条例を制定するものであること。

- (1) 次に掲げる者の給料月額及び期末手当の額について、それぞれに定める割合に相当する額を減額するもの
 - ア 市長 100分の30
 - イ 副市長 100分の15
 - ウ 教育長 100分の7
 - エ 常勤の監査委員 100分の5
- (2) 上下水道事業管理者の給料月額について、100分の5に相当する額を減額するもの
- (3) 市長等の給与の特例に関する条例（令和元年条例第27号）を廃止するもの

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

市長等の退職手当の特例に関する条例

(市長の退職手当の特例)

第1条 令和5年6月9日現在において市長の職にあった者（以下「市長」という。）に対する同日を含む任期（以下「現任期」という。）に係る退職手当は、市長等の退職手当に関する条例（昭和56年条例第37号。以下「市長等退職手当条例」という。）第2条及び第3条の規定にかかわらず、支給しない。

(副市長等の退職手当の額に係る特例)

第2条 市長の現任期中において副市長若しくは常勤の監査委員に選任され、又は教育長に任命された者に対する退職手当（当該選任又は任命に係る任期に係るものに限る。）の額は、市長等退職手当条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額からその100分の50に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

(上下水道事業管理者の退職手当の額に係る特例)

第3条 市長の現任期中において上下水道事業管理者に任命された者（当該任命の際堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号。以下「職員退職手当条例」という。）第18条に規定する退職手当の不支給の適用を受けた者を除く。）に対する退職手当（当該任命に係る任期に係るものに限る。）の額は、職員退職手当条例の規定にかかわらず、職員退職手当条例の規定により計算して得た額からその100分の50に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市長等の退職手当の特例に関する条例の廃止)

2 市長等の退職手当の特例に関する条例（令和5年条例第15号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日において副市長、常勤の監査委員、教育長又は上下水道事業管理者の職にある者に対する退職手当（同日を含む任期に係るものに限る。）については、旧条例第2条から第4条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

市長等の退職手当の特例に関する条例の 制定について

1 制定の趣旨及び内容

市長の現任期に係る退職手当並びに市長の現任期中に選任された副市長及び常勤の監査委員並びに任命された教育長及び上下水道事業管理者に対する退職手当について、次のとおり特例措置を定めることとし、本条例を制定するものであること。

- (1) 市長の現任期に係る退職手当については、特例として支給しないこととするもの
- (2) 副市長、常勤の監査委員、教育長及び上下水道事業管理者に対する退職手当について、特例として次のとおり規定するもの
 - ア 市長の現任期中に選任され、又は任命された副市長、常勤の監査委員及び教育長に対する退職手当の額については、市長等の退職手当に関する条例（昭和56年条例第37号）に規定する額から100分の50に相当する額を減じた額とするもの
 - イ 市長の現任期中に任命された上下水道事業管理者に対する退職手当の額については、堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）に規定する額から100分の50に相当する額を減じた額とするもの
- (3) 市長等の退職手当の特例に関する条例（令和5年条例第15号）を廃止するもの

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

令和5年第3回市議会（臨時会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その5）

令和5年6月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-23-0058

